



# 愛研技術通信

## ご案内

東京電力原子力発電所での事故により、福島県民はおろか、全国各地から健康不安のみならず、環境、食品等の放射能汚染が問題となっています。このたび、弊社においても必要な整備等が完了次第、測定を開始することになりましたのでご案内致します。なお、今回の弊社の取組は、企業の社会的責務の一環として風評被害等の防止に少しでもお役に立ちたいということで、放射能汚染の単なる有無だけでよろしければ、“無償提供”で測定することとしました。下記の備考に記した内容をご確認の上、弊社(第1種放射線取扱主任者・専門部長 高木修)までお申し込みまたはご相談下さい。

備考: (1) 弊社が保有する NaI(Tl)シンプレ-ジョンズ<sup>®</sup> クロメーターは、Cs<sub>134</sub>とCs<sub>137</sub>を別々に測定することができません。したがって、Cs<sub>134</sub>とCs<sub>137</sub>を合算した値であることを予めご了承下さい。いずれにしても、放射能汚染の有無を判断するだけでしたら特に問題がないかと考えます。

(2) 検査対象は、下記の表のとおりとさせていただきます。

検査対象		簡易分析 (全線として)	簡易核種分析 (Cs <sub>134</sub> +Cs <sub>137</sub> として)
廃棄物	上下水汚泥		
	排水汚泥		
	建設汚泥		
	スラグ(鋳滓)		
	焼却灰		
土壌(底質)	畑・水田		
	住宅地(個人)		
	工場跡地(法人)		
	水路		
粗飼料	わら・乾草等		
工業製品			
測定機器		NaI(Tl)シンプレ-ジョンズ <sup>®</sup> クロメーター (日立アロカ <sup>®</sup> イカル TCS-172B) (機器入荷次第開始予定)	NaI(Tl)シンプレ-ジョンズ <sup>®</sup> クロメーター (Aloka ND-451 形) (即対応)

(3) 測定に供する試料量は、それぞれ約 10~30 グラム程度(乾重量として)をご用意下さい。なお、試料の状況によっては測定不可の場合がありますのでご承知おき下さい。

(4) 試料は、弊社へ直接持参していただくか、弊社の社員が御社をお訪ねした際にお渡し下さい。

(5) 試料の濃度レベルが高い場合、測定後、試料を返却させていただきます。

(6) 福島第一原子力発電所周辺の試料については、ご相談下さい。

## 東日本大震災4ヶ月後の被災地を訪ねて

代表取締役社長 鎌田 務

「平成 23(2011)年 3 月 11 日」が、日本の災害史上、地震・津波・原発事故という三重苦の激甚として、歴史に刻まれました。想像を絶する恐怖の中で、尊い命を落とされた方々にお悔やみを申し上げます。かけがいのない大事なご家族、ご親族、ご友人を失われた方々に深い哀悼の意を捧げます。また、生活や仕事の基盤となる財産を、慣れ親しんできた東北特有の美しい景観を失われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。

3.11 以後、この災害状況をこの目で確かめておきたいと思いつつ、なかなか訪問することができなかつた。震災からす

4ヶ月過ぎた7月19日、20日の2日間、ようやく訪問することができた。ボランティア活動をするわけでもなく、言ってみれば見学に近いものなので気がひける面もあるが、この目で確かめておかねばという気持ちで出かけた。

震災からすでに4ヶ月過ぎていたので、相当片付いていた。それでも、少し裏道に入ると、全く手の付けられていない場所もあつたりして、震災による破壊状況のすさまじさは十分実感できた。4ヶ月そこそこで、復旧する程度の被害ではなかつたのである。今回の訪問の目的は、被災地に立地する私達と同業の環境計量証明会社、この大震災でどのような被害

に遭い、どのように対処したか、今後復興に向けてどのような課題に取り組まなければならないのか、それらの実状を知ることであった。詳細な報告は別の機会に譲るとして、ここでは、大震災に対する備えに関連する法的整備がいか

に欠けていたか、若干私見を述べたいと思う。  
JR 仙台駅を降り立ち、訪問先の「東北緑化環境保全株式会社測定分析事業部(宮城県多賀城市桜木)」の所在地、多賀城市内・仙台港方面に向かった。テレビで見た生々しい JX 日鉱日石エネルギー(株) 仙台製油所の火災発生の現場に近いところである。多賀城市は、仙台市の北東に位置し、市街地は丘陵地帯上にある。終戦後、市南部に工業立地が進み、仙台港の開港がこれに拍車をかけた。仙台市中心部より鉄道をはじめアクセスが良好であることから、ベッドタウンとしても位置付けられ、市西部の水田地帯では住宅地の造成が進められている。平成 23 年 6 月現在、人口 6 万人、世帯数 2 万 4 千世帯を超えている。また本市は、奈良・平安時代に陸奥国府・多賀城がおかれていたため、数多くの文化財や名所が残っている。



図 宮城県多賀城市における市内の浸水状況(多賀城市役所ホームページより引用)

東北三県からの瓦礫推計量は約 2,260 万トンと見積もられ、このうち 70% は多賀城市の分(17 万トン)を含めた宮城県全体からの瓦礫が占めている。また、処理施設である仙塩浄化センターが津波により水没し、現在でも応急処置として沈殿・塩素消毒のうえ河川に放流しており、復旧までに約 2 年を要すると言われている。

このように各方面に甚大な被害をもたらした大震災は、地震や津波により発生した瓦礫の災害廃棄物の処理、有害物質の流出による環境汚染、福島原発事故で外部放出した放射性物質による環境汚染など、環境分野においてもさまざまな影響をもたらしている。ところが現行の環境法制や環境行政は、主に経済活動や日常生活に伴って発生する環境問題を対象としており、今回の大震災や原発事故のような問題に対して法的には対処しきれない面が多々あることが明らかになった。しかし私共としては、いつ発生しても不思議でないと言われている東海・南海地震地域に立地している関係上、どこに問題の所在があり、どう解決策につなげていけばいいのか、検証する機会を与えられたと前向きに考えたい。特に、次の二つのこと指摘し、それに向けた法改正等の早急な整備を望みたい。

その一つは、工場・事業場や下水処理施設から流出した有害物質が津波により陸域に拡散している、有害物質を含むヘドロなどの海底堆積物が大津波により陸域へ運ばれ、被災地の土壤汚染を二重に上乗せしている、などの懸念についてである。現行の土壤汚染対策法は、主に市街地の私有地における土壤汚染対策を目的としており、今回のような大災害時の応急措置は対象外としている。また水質汚濁防止法でも、環

宮城県は、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、仙台市、石巻市、気仙沼市などで被害が顕著であったほか、多賀城市も少なからず大きな被害を受けた。多賀城市では 190 人の死者・行方不明者を出したほか(宮城県全体で 1 万 2 千人強)、市域の 3 分の 1 が浸水し、津波地区で約 5000 世帯が、地震地区で約 4000 世帯が全壊・半壊・一部損傷の住宅被害に遭い、訪問先の社屋でも腰の高さまで津波で冠水したという(図)。

被害甚大であった「東北緑化環境保全株式会社測定分析事業部」の関係者によると、強震直後の屋外への避難は、多少のパニックに陥ったものの、平日頃からの訓練が幸いして比較的スムーズに対応できたという。しかし、その後に襲った津波に対する高台への避難は、特に現場に向いていた社員にとって、右往左往と大混雑する交通渋滞のなかで、相当肝を冷やしたようである。しかしこれも結果的には、個々人の判断で車を放棄し、徒歩で渋滞を回避して社屋に戻ることができ、全員無事に難を逃れたという。

境汚染の未然防止の観点から、工場・事業場から公共用水域への排水や地下への浸透水に対する規制と施設における事故時の措置を内容とするもので、大災害時におけるモニタリング調査は、このような個別法で対処するには限界がある。効果的な災害復旧事業を実施する上でも、環境関連の個別法のカベを乗り越えた総括的なモニタリング調査が行える法改正が望まれる。

もう一つの重要な課題として、福島原発事故のような放射性物質の環境への影響がある。現行法では、大気や土壌、公共用水域、山林に降り注いだ放射性物質を規制・除染する根拠となる法律がない。既存の大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法といった法律はどれも、放射性物質が環境中へ大量放出される事態を想定していないためであり、そのことについては、環境基本法第 13 条で放射性物質の汚染防止策は「原子力基本法と関係法律による」と定めていることから理解できる。そんな理由からか例えば、放射線汚染に係る規制はほとんどが急ごしらえ(?)の暫定基準のレベルで進められていること、校庭の除染は文部科学省主導で進められているものの、校門外の通学路、公園、田畑、民家の庭などへの対応策はほとんど手つかずのままであること、さらに放射性物質が付着した土壌や瓦礫も廃棄物処理法で扱えない、など法律上さまざまな不備があり、空白を埋める一体化した法整備が急がれる。

…4ヶ月経った今でも、死者と行方不明者を含めて計 2 万人を超えているという。これだけの人が広大な土地からいなくなった現実がある。しかしもっと多くの人が今日を生き、生活しているというもう一方の現実もある。その人たちが、生活の手段、

働く場を失っている。その重みがひしひしと伝わってくる二日間であった。現地を見て考えたことの第一は、複雑に入り組んだ美しい三陸リアス式沿岸こそが東北の活力源ではないのかと。しかし「母なる海」という賛歌は失せ、まだ涙と海と和解できない方も数多くおられることを承知の上で、そこが危険だから

と言って、そこから回避するという発想は、東北の活力を損なうことにならないだろうか、と浅学の身ながら考えたことである。しかし必ずや被災地は、途切れた生活の歴史をとりもどすべく確かな復興の道を歩むであろう。この日の体験を踏まえて、今後も注視し続けたいと思う。・・・

## 掲示板：法令・告示・通知・最新記事・その他

### 「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き」の公表について

(環境省、平成 23 年 7 月 8 日)

平成 22 年 4 月に改正土壌汚染対策法(以下「法」という。)が施行され、同法第 14 条の規定に基づき土地の所有者等が、自主的に土壌汚染の調査をした結果を用いることなどにより、自主的に法に定める形質変更時要届出区域等の指定の申請をすることができるようになった。

「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き」は、“自主的な区域指定の申請”のメリット及び留意点を整理し、併せて当該制度の活用ケースの紹介をすることにより、土地を所有管理している、あるいは今後土地の開発や売買などを考えている法人等に本制度をより有効に活用してもらうことを目的として策定したものである。

本手引きの概要は以下のとおり。

(1) 「土壌汚染対策法の自主的な区域指定の申請とは」

土壌汚染対策法第 14 条に規定されている内容及び申請から区域指定されるまでの流れ等について記載している。

(2) 「申請のメリット」

自主的な申請をした場合のメリットについて、以下の 2 つに分類して紹介している。

- ・自主的な申請をすることによるメリット
- ・形質変更時要届出区域又は要措置区域に指定されることによるメリット

(3) 「申請を行う場合に留意すること」

自主的な申請をする場合に留意することについて、以下の 2 つに分類して紹介している。

- ・自主的な申請をするときに留意すること
- ・形質変更時要届出区域等に指定されることに対して留意すること

(4) 「申請の活用ケースの紹介」

自主的な申請を活用するケースについてパターン分けをし、活用のメリットや具体例、留意点について紹介している。

(手引きの入手方法)

環境省ホームページからダウンロードが可能 (<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>)

### 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

(環境省、平成 23 年 7 月 8 日)

改正土壌汚染対策法の円滑かつ適切な施行を図る観点から、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等(省令 2 件、告示 2 件)が、平成 23 年 7 月 8 日付けで公布・施行された。

1. 改正の背景・経緯

改正土壌汚染対策法については、平成 22 年 4 月 1 日から全面施行されているが、土壌汚染による人の健康被害の防止という法目的を確保しつつ、法の円滑かつ適切な施行を図る観点から「土壌汚染対策法施行規則」等について必要な改正等を行うもの。

2. 改正等の内容

(1) 土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

(環境省令第 13 号)

ア 自然由来土壌汚染地及び臨海埋立地の特例(自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域)を定め、区域内において工事を行う場合の施工方法に関する制約を軽減するもの。

イ 区域指定に当たっての自然由来重金属汚染やしゅんせつ土砂等の埋立用材料による土壌汚染の調査を円滑かつ適切に行うための特例を創設するもの。

ウ 指定区域から健全土として土壌を搬出する際の調査の負担を軽減するとともに掘削後調査の方法を規定するもの(認定調査関係)

エ その他所要の規定を整備するもの。

(2) 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(環境省令第 14 号)

汚染土壌の処理に関する基準について、必要な負担軽減などの改正を行うもの。

(3) 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質変更に係る施行方法の基準を定める件(環境省告示第 54 号)

アで埋立地管理区域とされた区域内において、帯水層に接する土地の形質の変更を行う際の施工方法の基準を新たに定めるもの。

(4) 要措置区域内における土地の形質変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件(環境省告示第 53 号)

(1)の規定の整理に伴い、形式的な告示の改正を行うもの。

3. 施行期日

平成 23 年 7 月 8 日

放射能とは、原子核が放射線を出して、より安定した原子核に変わる性質のこと。一般に、不安定な原子核は放射線を出して壊れ、別の原子核に変わる現象のことを「放射性壊変」または「壊変」といい、放射能の強さは、この壊変のしやすさで定義され、放射性物質によって異なる。

放射線や放射能を表す単位はいくつかあるが、ここでは新聞誌上で日常的に表記されているものをまとめると次のようになる（新潟県ホームページより引用）。

対象	単位	解説
放射線	Gy（グレイ）	物質が放射線を浴びることにより与えられるエネルギーの量。環境放射線監視調査では、放射線が空気と与えたエネルギー量を量り、その地点の空間放射線量率と呼ぶ。
放射線	c p m（シーピーエム）	1分あたりに計測された放射線の数。GyやBqの測定が難しく、または時間がかかる場合に、およその値を知る目安とする。
放射能	Bq（ベクレル）	放射線物質の放射能の強さ。環境法車線監視調査では、試料中の濃度で表すことが多い。
人体への影響	Sv（シーベルト）	人体が放射線を浴びることによりあたえられるエネルギーの量。外部被ばくと内部被ばくがある。

（備考）放射能を直接測定することは難しいため、放射線を測定して、放射性物質の量を求めることが多い。

- ・ 線の測定に液体シンチレーションカウンタが用いられる。
- ・ 線の測定にGe半導体検出器やNaIシンチレーションカウンタが用いられる。
- ・ 表面汚染を検出するにガイガー＝ミュラー検出器が用いられる。

「放射能漏れ」という場合には、放射能をもつ物質＝放射性物質が施設外部に出たことを表す。発表されているデータを読み解く上で、放射線、放射能、放射性物質を区別することが大切である。また、「1時間あたりの放射線量」（線量率）のデータは、医療検査などで「1回あたりに浴びる放射線量」と直接に比較するのではなく、それを浴びる時間をかけて足し合わせて（積算して）比較することが適切（例えば、福島県内の積算線量データ）。また、環境中の放射性物質に由来して体の外から浴びる放射線（外部被ばく）と、呼吸や飲食によって体内にとりこまれた放射性物質から浴びる放射線（内部被ばく）の区別も大切である。

#### 環境中の放射性物質の挙動に関するモニタリング体制（概要）

原発敷地内などごく近くでは、施設自身や爆発で生じたがれきからの放射線を受けるために高い放射線量が観測される。一方、環境中で観測されている放射線は、施設から直接に届く放射線ではなく、施設から放出され、大気中を風で運ばれた放射性物質からの放射線である。野菜や水道水から検出されている放射能は、こうして各地に運ばれた放射性物質が地表に降下して直接葉に付着したり、植物体中に取り込まれたり、雨水とともに河川に流れこんだりして拡散する。なお、大気に含まれる放射性物質は、大気中を漂っているガスや微粒子をハイポリウムエアサンプラで採取し、そこに含まれる放射性物質の種類や放射能の強さを測定したものである。このように大気中の放射性物質を直接採取し、測定したデータは、内部被ばくの影響を検討する上で重要である。一方、多くの機関による空間線量測定器を用いた測定データも大気中放射線として発表される場合があり、これには大気中を漂う放射性物質からの放射線だけでなく、地表等に付着した放射性物質からの放射線も含まれるので、意味が異なることに注意したい。

今後は、図に示したように、人間の生活する環境における放射能を安全に管理するためには、放射線源から大気、陸風、水圏を通じての人への放射能の移行をモニタリングすることは重要であり、長期に及び一貫したモニタリングが実施されるものと思われる。

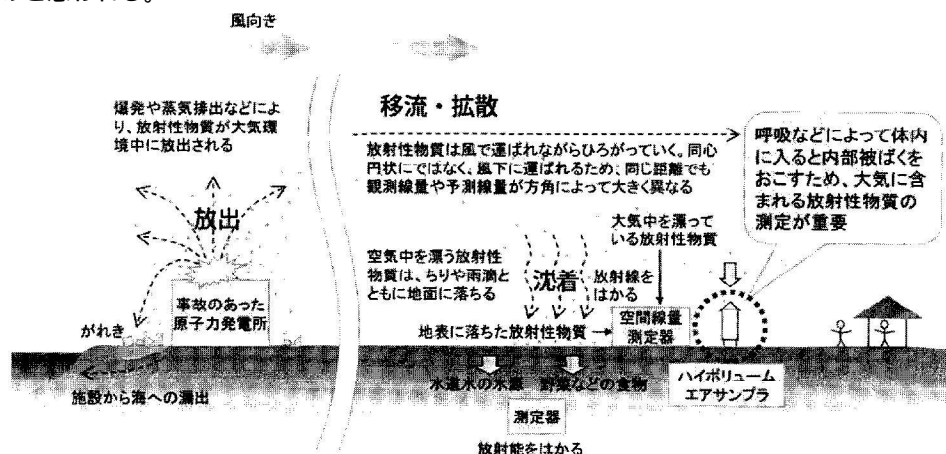


図 原子力発電所から放出された放射性物質の環境中における挙動（木幡、2011<国環研にユース、Vol.30, No.2>）

## 職員有志とその家族による「大平宿キャンプ」参加報告

技術部 大屋 渡

愛研がどのような会社であるかを説明しようとすると、特徴の一つとして家族的な雰囲気の良い会社であることが挙げられます。創立の時点からそうであったわけですが、全員が顔を合わせる機会そのものを大切に、社員旅行や飲み会では大いに盛り上がり、野球チームや釣りなど、休日でも職員同士が連れ立って何かを楽しんでいることがよくあります。このような雰囲気は、かつてはさらに濃厚であったらしく、スキー旅行や山菜採りなど、泊り掛けのものも含めてさまざまな企画が開かれていました。その中でも重要な企画として開かれていたのが、夏の時期に「大平宿」に職員とその家族が泊り掛けで遊びに行くというもの。ISO品質システム取得に向けた新たな多忙さが加わるなどの時代の流れの中で、もう10年以上途絶えていたこの「大平宿キャンプ」を復活させたいと、実務リーダーとして多忙を極める石神・下川両氏が、今年に入ってから色々画策しはじめたのがこの発端で、プレ企画とも言える春の家族参加型バーベキューなどを経て、7月16日から17日にかけて、とうとう開催にこぎつけるに至りました。

「大平宿」は江戸時代中期に伊那谷と中山道の妻籠宿を結ぶため飯田藩によって開かれた「大平街道」に置かれた宿場町で、明治時代には小学校も置かれるなど、宿場町として、あるいは林業（炭焼き）の町として栄えましたが、国道の開通やエネルギー構造の変化といった時代の変化に伴い、昭和45年に住民の集団移住により無住の里となり、現在は「いろいろの里大平宿」として保存され、自給生活の場として一般にも利用することができる場所となっています（出典：Wikipedia）。

今回の企画の概要は、単に皆で自然の中での自給生活を楽しもう、ということでしたが、だからこそ、普通の旅館での宿泊旅行とは違って、資材の準備や買出しから全てが楽しい旅行の一部でした。当日、会社で資材を積み込んで、宿泊する民家の鍵をもらいに行く先発隊と本隊で別れて出発し、買出しでは主婦の皆さんの知恵で食材費を圧縮する一方で子供たちにお菓子を選ばせたら予算を大きくオーバーしてみたりとか...そういえば、私個人としては、会社にあれだけ充実した鍋その他の生活するための道具（ナタまで！）が備わっているということに、愛研の伝統というか底力を実感することになりました。



古民家の庭先でバーベキュー。街道沿いの水路は冷蔵庫兼遊び場。



16日夜5合・17日朝10合  
・昼20合と大活躍のお釜。

さて、2歳の幼児から大人までの多様なメンバーから成る、6家族プラス個人6人の総勢25人+犬1匹は、大平宿近くの大平峠県民の森に集合して持参した弁当で昼食を取り、今回は小学生を中心に子供がたくさんいたために、青空の下、森を吹き抜ける風の中、そこでも早速遊びが始まりました。15時ごろに大平宿に着いたら、山のような荷物を2つの民家に運び込んで、早速夕方からのバーベキューの準備。民家の中に釜炊きのためのかまどはありますが、外でバーベキューをするためには、かまどから自分達で作らなくてはなりません。誰が仕切るわけでもなく、それぞれが自分の出来ることを率先してやりながら、お互いに声をかけあって準備が進みます。宿場町は1車線程度の道幅の旧街道を挟んで家が並んでおり、旧街道に沿って幅50cm程度の水路が設けられていて冷たい水が流れているのですが、子供たちはそこに「ダム」を作ってスイカや飲み物などを冷やせるようにしたあと、早くも水遊びです。バーベキューのための30cm以上にもなる超ぜいたくな串が女性陣の皆さんのノウハウによって手早く準備された頃には、会社から持ち込んだこれまた巨大な網や鉄板を載せたかまどには火がついていて、早速バーベキューが始まりました。良く晴れた夏の午後、水遊びをしていた子供たちはあれよあれよと焼きたての肉を次々と胃の中に収め、大人は火を前に、あるいは食材を前に格闘しながら巨大なクーラーボックス（そのあたりはさすが調査会社なのです）に冷やされたビールや缶チューハイをあおるのでお酒はあっという間になくなってしまい、再び買い出しに行くやら夕方までは「現場」はもう大変な状況になっていました。民家にあった大きなお釜を使って薪で炊いたご飯も

子供たちには大好評で、子供たちの食欲と大人の酒欲がようやくひと段落した夕方頃には、持参したスモーカーで味深い鳥賊のトロトロ燻製やら子供たちが絶賛つまみ食い大会になったソーセージ燻製を作った久保部長や、水路で「ガサガサ」をやってアマゴを見事に捕まえた三木氏の個人技が光り、お風呂の薪ボイラーを黙々と沸かし続けた三輪氏のおかげで子供たちは冷えた身体を早々に暖めることもできました（今回、あらゆる場面で大活躍した良く燃える薪は三輪氏の提供でした）。そうです。ほかにいちいちお名前は挙げませんが、参加者の皆が、誰に言われるまでもなく、自らの得意なことを持ち寄ると、こんなに楽しい自給生活が実現するというところに、私はこれまた愛研の底力を見たような思いがしました。今回こういった自給生活そのものの経験が少ないと言っていた新入社員は、元気いっぱいの子供たちの面倒を良く見てくれただけでなく、焚き火の起こし方といった様々なノウハウも学んでくれたことと思います。今後の愛研を背負う彼らの成長にも期待を持つことができた自給生活でした（ちなみに食事のメニューは、二日目朝は味噌汁とスクラ



夜もエンドレス。子供たちにも大好評だった焼きそば作成。

ンプルエッグ・ベーコン鉄板焼き等で、二日目昼は前日から仕込んだカレーで、それぞれパン・サラダ・焼きナス・漬物・シシャモなど充実のサイドメニューがついていました。

また、今回の旅行には、自給生活そのものだけでなく、初日の夜の花火や、二日目午前中の川遊び、二日目昼からのスイカ割りなど、子供たちの喜ぶイベントも用意されていました。しかし子供たちというのは本当に不思議なもので、そんなイベントが始まる前から、本当にあっという間に打ち解けて、本当に楽しそうに遊んでいた姿が実に印象的でした。イベントではなおさらのことで、それぞれの子供たちにとっても忘れ難い思い出になったことでしょう（川遊びについては、降りれるところを探すのに手間取って大散歩や大冒険になって親御さんを心配させたり、川に

入る時間が長く取れなかったのが反省点ですが、次回はどう大丈夫でしょう）。私個人としてはここに書いたこと

ほかに、あまりに澄んだ空と、川の美しさと、子供たちが寝静まったあとに囲炉裏を囲んで語りながら見つめた炎と、黒光りする梁のある天井の深い闇に吸い込まれていく煙がとても印象的でした（あ、調査会社ですから川では測定もしましたよ。気温 25.7 ・水温 16.5 ですから名古屋よりは 7 程度低くやはり別世界、pH6.76 で EC に至っては現地測定値で木曽川中流の 1/10、持ち帰りの測定値で 15  $\mu$ S/cm、比較した会社の水道水が 62  $\mu$ S/cm でしたから、いかに清流かわかります）。

そうして楽しかった二日間はあっという間に過ぎ去り、寝袋で雑魚寝という状況によく寝付けなかった人もいたようですが、道中で「あらかぎ温泉」にも入りつつ、全員が無事帰ってくることができました（ただ、私自身もそうでしたが、人によっては酷く虫刺されの被害を受けていました。虫除けは必須のようです）。子供たちは会社の最後の片付けの場面でも別れ難く、次に会える日をとても心待ちにしているようでした。業務多忙の中、中心になって準備を進めていただいた皆さん、本当に大変だったことと思いますが、この手応え、来年も、きっと企画して頂けることでしょう。最後になりましたが、今回の企画は、会社の出勤日が日程に重なっていただけではなく、機材や車の使用を許可して頂くなど、職員同士の親睦ということに多大な理解を示し、また支援頂いた愛研の経営陣がなくては実現できないものでした。改めて御礼申し上げますと共に、「大平宿」を長年に渡って維持管理されていらっしゃる「大平宿をのこす会」の関係者の方々にも感謝したいと思います。あと、今回は参加できなかった皆さん、来年は是非ご一緒しましょう！



近くを流れる川にて。次来る時はもっとたっぷり遊びましょう！

## 編集後記

編集子は、今回の大震災と原発事故から、改めて「科学・技術の成果に依存した社会」の中で生きていることを実感するとともに、一方である種の虚しさを覚えました。人類が連綿と築き上げてきた豊かな物質社会の中であってなお予測しきれない自然の振る舞いのまへでは極めて非力であったと。しかしそれでも、私達がこれからも安全・安心して暮らすには、そうした予測しがたいことを前提に、なお科学・技術を上手に付き合っていくしかないように思われてなりません。原発から自然エネルギーへ転換する世論の流れは理解できても、別の次元で予期しない新たな問題が発生しないとも限りません。そうした社会の中で生きるためには、予測の不確かさを知りつつ、技術・情報・人脈で築かれたネットワークからさまざまな知恵を受け入れ、自然環境ともっと謙虚につき合っていける術が求められているのかも知れません。そのためにも、それを可能にする地域社会との会話を怠ることないように心がけたいと思います。（T.T, 2011.8.8）

\*\*\*\*\*

### 株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)



本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749